

令和5年度

「被扶養者資格の再確認(検認)」を行います

当組合では、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省通知に基づき、「被扶養者資格の再確認(検認)」を今年度も実施いたします。

これは、皆さまよりお預かりしている大切な保険料から支払われる保険給付の適正化を図ることを目的とし、過去に被扶養者として認定されたときの状況が現在も維持されているかどうかを再確認するものです。事業主および被保険者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

概要は次のとおりです。

事業所へ、後日「健康保険被扶養者調書(異動届)」(以下「調書」といいます。)を送付し、該当する被保険者の方々へ配布されますので、記載内容を確認のうえ、必要な書類(収入に関する証明等)を添付し、事業所が決めた期限までにご提出ください。

事業所のご担当者様は、内容を確認のうえ、当組合への提出期限までに管轄の本・支部へご提出ください。

※ただし対象者がいない事業所には「調書」は送付いたしません。



実施事業所 全事業所(令和4年12月末日現在の加入事業所)

調査日程

- 「調書」発送 **令和5年11月中旬**
- 当組合への提出期限 **令和6年1月31日(水)**

※未提出者については、被扶養者資格を喪失する場合がありますのでご注意ください。

調査対象者 令和5年10月18日現在、認定されている19歳以上の被扶養者。
(ここでいう19歳以上とは、令和6年4月1日において19歳以上の方をいいます)

ただし、次の①～③に該当する被扶養者は除きます。

- ①令和6年4月1日までに75歳に到達される被保険者の被扶養者
- ②令和6年4月1日までに75歳に到達される被扶養者
- ③令和5年1月1日以降に認定された被扶養者

※「調書」は、対象者以外の被扶養者の方も記載してありますが、「***」が印字されている被扶養者は対象外となります。また、被扶養者すべてが対象外の被保険者には送付されません。

提出書類 収入状況を証明する書類や同一世帯を証明する書類および仕送り額を証明する書類など、扶養状況に応じた証明書類が必要となります。

※詳細については、令和5年11月に送付予定の「調書」に同封する【確認方法及び手続きについて】、【被扶養者資格の再確認時添付書類一覧表】等をご覧ください。

問合せ

組合本部 適用課 TEL 03-3663-1361(代)
城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400(代)

城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821(代)
城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501(代)